

## 千葉地方裁判所委員会（第26回）議事概要

### 千葉地方裁判所委員会

#### 1 日 時

平成21年9月17日（木）午後1時15分から午後3時30分まで

#### 2 場 所

千葉地方裁判所新館大会議室

#### 3 出席者

##### 【委員】

（1号委員 8人）

青木佐登至（千葉テレビ放送株式会社），杉田百合美（浦安市婦人の会），熊野裕二（日本放送協会千葉放送局），野村徹（千葉銀行），丸山公太郎（千葉県総合企画部），小池よね子（千葉市），前田宏子（調停委員），小澤正秀（茂原商工会議所）

（2号委員 1人）

錦織明（弁護士）

（3号委員 1人）

小池充夫（千葉地検総務部長）

（4号委員 2人）

安井久治（千葉地裁所長），古田浩（千葉地裁刑事部総括判事）

（オブザーバー 1人）

川島洋一（千葉地裁裁判員調整官）

##### 【運営委員会構成員】

長谷川誠（千葉地裁民事部総括判事），小杉正実（千葉地裁民事首席書記官），赤坂清貴（千葉地裁刑事首席書記官），西澤光男（千葉地裁事務局長），高橋伸生（千葉地裁総務課長），中越一英（千葉地裁総務課課長補佐）

#### 4 議 事

##### （1） 報告事項

第25回議事概要は，その内容について各委員の了承を得た上，下級裁ホームページに掲載するとともに，千葉社会部記者クラブ及び千葉民間放送テレビ記者クラブ加盟各社（千葉日報，共同通信，毎日，時事通信，産経，NHK，東京，読売，朝日，日本テレビ，TBS，テレビ朝日，フジテレビ，千葉テレビ）に交付する方法により公開された。

##### （2） 意見交換【発言要旨は別紙のとおり】

テーマ1「裁判員制度開始後の実情」

テーマ2「被害者参加制度の実情」

##### （3） 千葉地方裁判所委員会（第27回）の開催について

**ア 意見交換テーマ**

**【了承事項】**

第27回の当委員会における意見交換テーマを「裁判員制度開始後半年を経過して」、「過払金請求事件について」とする。

**イ 開催期日**

**【了承事項】**

第27回の当委員会の開催日を平成22年3月4日(木)午後1時15分から午後3時30分までとする。

**5 配布資料**

- (1) 進行次第
- (2) 席図
- (3) 千葉地方裁判所委員会委員名簿(平成21年8月15日現在)
- (4) 参考資料

**ア 裁判員裁判対象事件起訴件数**

**イ 選定手続状況**

**ウ 裁判員候補者割当員数等一覧表**

**エ 裁判員候補者に送付した書類一式**

**オ 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の概要**

**カ 刑事通常第一審において、被害者参加の申出があった事件の状況**

以 上

(別紙)

(2) 意見交換

( :委員長, :委員, :運営委員等, :オブザーバー)

テーマ1「裁判員制度開始後の実情」

まず、千葉地裁への事件の係属状況などの裁判員制度施行後の実情、そして当庁1号事件についての状況を担当者から説明する。

5月21日以降に起訴された裁判員裁判の対象事件数は、8月31日までの3か月余りの間で、全国で496件となっており、千葉地裁に起訴されたものは55件で、裁判員裁判を取り扱う裁判所別では全国第1位、全国の約11パーセントとなっている。

しかし、裁判員裁判の対象事件が千葉で多いのは、管内に成田国際空港を抱え、違法薬物の営利目的の密輸入事件、いわゆる成田事件が多いためであると思われる。

覚せい剤取締法違反の事件は、全国で45件、千葉では8月31日までに16件が起訴されている。これは違法薬物の密輸入事件で起訴された件数であり、千葉地裁に起訴された裁判員対象事件の約29パーセント、また、全国の覚せい剤取締法違反事件の約36パーセントにのぼっている。

全国の数字を罪名別に見ると、強盗致傷が最も多く、全体の23.2パーセント、2番目に多いのが殺人で22.8パーセント、順に、覚せい剤取締法違反9.1パーセント、現住建造物等放火7.9パーセント、強姦致死傷7.5パーセント、傷害致死5.8パーセントとなっている。

なお、9月1日から15日までの間に、千葉地裁では8件の裁判員事件を受理している。

次に公判期日の状況であるが、これまでに、東京地裁で8月3日から6日まで全国第1号事件の殺人事件が、続いてさいたま地裁で8月10日から12日まで殺人未遂の事件が、そして、9月2日から4日まで青森地裁で強盗強姦の事件の公判が開かれ、その後も、9月7日から神戸地裁で殺人未遂の事件が、8日からはさいたま地裁で強盗致傷、大阪地裁で覚せい剤取締法違反、山口地裁で殺人未遂の事件が、9日からは福岡地裁で覚せい剤取締法違反の事件について、それぞれ2日ないし4日の日程で公判が開かれている。

そして、千葉でもいよいよ14日から、全国9番目として、強盗致傷の事件の公判が始まっている。一昨日までに証拠調べなどを終え、今日は、審理3日目、裁判員と裁判官が評議を行っているところであり、明日午後3時ころ、判決が宣告される予定となっている。

なお、千葉地裁の第2号事件は、9月28日(月)から30日(水)まで、覚せい剤取締法違反及び関税法違反の外国人の事件が審理される予定である。

次に、千葉1号事件の状況であるが、この事件は、6月12日に起訴された事件

で、「今年の5月、被告人が千葉市内で下着を窃取したのを目撃していた被害者が、被告人の逃走をはばもうとして、被告人を乗っていた車から降ろそうとしたところ、被告人が被害者の腕に噛みついて、5日間の傷害を負わせた」とされる事件であり、被告人は、7月10日に保釈されている。

そして、公判が始まるまでに3回の公判前整理手続を経て、7月23日に行われた最後の公判前整理手続期日で、9月14日に裁判員選任手続を行い、同日第1回公判を開くことが決まった。

また、7月23日には、呼び出すべき裁判員候補者数が100人と決められ、選定手続が行われた。千葉県の候補者名簿記載者である2万2560人のうち、昨年末の調査票の回答に基づいて就職禁止事由に該当する方や亡くなった方など、既に名簿から削除された方を除き、100人が選定された。

その後、調査票の記載から辞退事由が認められるなどした20人については、呼び出さない措置を取り、残りの各候補者へ事前質問票を同封の上、7月30日に呼出状を発送した。うち、送達できたのが77人で、全員から事前質問票の回答を受領したが、26人については、仕事や家族の介護・養育などの理由で辞退が許可され、事前に呼び出しを取り消した。

9月14日の選任手続期日当日は50人が出頭したが、呼出状の送達できた77人から事前に辞退を認めた26人を引いた51人の出頭が見込まれていたもので、出頭率は98パーセントということになった。その後、質問手続を経て、さらに3人について辞退が認められるなどして、くじを行い、結局、裁判員6名、補充裁判員3名が選ばれた。

当日の選任手続は午前9時30分から始まり、午前11時30分ころすべての手続が終了したので、選任手続には約2時間を要したということになる。

最後に、来年の裁判員候補者名簿の調製についてであるが、千葉地裁では、7月22日に、各市町村に6月1日現在の選挙人名簿登録者数を照会して、その回答を受け、8月20日に割当人数を連絡した。千葉地裁では、過去5年間で裁判員対象事件が多かった3年分の平均値を基に、合計2万7000人の裁判員候補者名簿を作成することになった。

2万7000人という数字の算出については、上記3年平均が270件なので、今年増加傾向を勘案し、不足が生じないように、1件につき100人を呼び出す前提で、270件に100を掛けて算出した。

その結果、千葉では、約500万人の有権者の中で、186人に1人が名簿に登載されることになり、これは、大阪地裁本庁の182人に1人に次いで全国第2位ということになる。

186人に1人というと、確率が高そうで、県民の負担が重いように受け止められるかもしれないが、実際に裁判員に選ばれるのは、1つの事件につき6人であり、そのほか補充員が2人選ばれるとしても、年間で2200人程度、有権者全体の約0.04から0.05パーセント、すなわち、1万人に四、五人程度ということになる。

なお、名簿記載通知の発送時期や調査票の回答期限などの予定はまだ決まってい

ないが、今年も候補者専用のコールセンターが開設される予定である。

続いて、現在、千葉地裁から裁判員候補者に送付している事前質問票等の一式の書類について、担当者から説明する。

裁判員候補者には、選任手続期日の約6週間前までに呼出状を郵送することになっているが、その際、裁判員制度の概要を説明し、国民の積極的な参加を呼びかけるとともに、参加できない方については、事前に辞退を申し出てもらうため、事前の質問票を同封することになっている。

郵送する封筒には

- (A)「裁判員等選任手続期日のお知らせ(呼出状)」
- (B)「質問票」
- (C)「旅費等の振込先の届出」
- (D) 上記記入例
- (E)「裁判員候補者に選ばれた方々へ」というパンフレット
- (F)「裁判所までの案内図・連絡先」
- (G)「千葉地裁へお越しいただく皆様へ」というパンフレット
- (H)「よりくわしくお知りになりたい方へ」というパンフレット(正誤表付き)
- (I) 返信用封筒 が同封されている。

上記のうち、「質問票」は、事前質問票と呼んでいるものであるが、千葉地裁で独自に作成したもので、作成するに当たって工夫した点などを説明する。

#### ア 1ページ目

下側に、記入に当たっての注意事項を4つほど 印で記載したが、例えば、その中には、辞退を希望される場合、疎明資料(学生証、診察券等)があればコピーして提出してほしい旨、手元にあって簡単に用意できるもので差し支えない旨が記載されている。

#### イ 2ページ目

欠格事由と就職禁止事由に関する部分と、辞退事由に関する部分を色分けする等、色分けすることで、分かりやすくチェックしやすいように考えた。

事前質問票は、一見ページ数が多く、文字数も相当あるように見受けられるが、裁判員候補者は、自分に関係のある部分だけを読めば足りるので、作業量はそれほど多くないと思われる。

#### ウ 3ページ目以降

ここからは辞退の申出をする候補者に、具体的に事情を記載してもらう部分であるが、ここも、できるだけチェック欄を多くして、質問に沿ってチェックをしてもらえれば、辞退の判断に必要な情報が得られるように工夫した。

#### エ 6ページ

このページは、裁判員法の定める欠格事由と就職禁止事由を類型ごとにまとめたものであり、このページを参照しながら、2ページ目の問1に回答してもらうことになる。

なお、実際にこの事前質問票を使った結果であるが、裁判員第1号事件では80人の候補者に質問票を発送し、77人から返送があり、そのうち26人について辞

退が認められたが、事前質問票の記載内容がよく分からなかった方は1人にとどまっている。その意味では、辞退事由を判断する裁判体としては、事前質問票のみで、判断の材料となる事情がほぼ把握できたのではないかと考えている。

この事前質問票の様式は全国共通か。

全国共通ではない。

実際に候補者として裁判所に来て、結果的に裁判員等に選ばれなかった人の反応はいかがか。

特徴的なものは耳に入っていない。なお、今後の参考とするため、裁判所では候補者に対するアンケートを実施している。その結果は最高裁でまとめて集計予定である。

事前質問票の2ページのレ点を付けるマスの大きさがバラバラであり、どこにチェックをすればよいかわかりにくい。他のページのマスの大きさは均等なので、2ページのマスも均等の方がよい。

実際に返送された質問票でも、2ページ目が空白なものがあり、おそらくどこにチェックすればよいかわかりづらかったのだと思われる。今回の御指摘も踏まえて、他のページと同様の大きさに改訂したい。

実際に選任手続作業を行ってみて、事務量はいかがであったか。

予定していないことが起きるので、いろいろと気づいた点が多かった。

先ほど、事前質問票の様式が地裁ごととの説明を受けたが、地裁同士のいわゆる横の連携を取り合っているのか。

全体的な打ち合わせは今後実施されると思われる。

質問票という紙ベースのやりとりではなく、ネットによるやりとりを行う等、効率的に行ってもよいのではないか。

横の連携は取り合っている。今回、当庁で利用した事前質問票の様式も、他の庁のものを参考にした。今後も試行錯誤しながら、よりよいものを作っていきたい。

事前質問票に基づき辞退の判断をするのは各裁判体であり、裁判体が判断しやすいようにということから、事前質問票の様式が各地裁に委ねられているものである。

今回の様式も、いくつかのパターンを用意して、いろいろな人の意見を聞いた結果、一番利用しやすいものということで、この様式になったが、実際に利用してみても、いろいろな意見が出ているので、今後も工夫、改善していきたい。

続いて、裁判員候補者待合室などの選任関係の部屋を視察するとともに、実際に職員が本番で裁判員候補者に行ったのと同様の説明の一部を聞き、委員の皆様から意見をいただきたい。

(この後、2階の裁判員候補者待合室に移動)

候補者が裁判所に登庁すると、まず、受付で、呼出状と引き替えに、封筒を受け取る。封筒の中には、(a)当日用質問票、(b)裁判員候補者等旅費等請求書、(c)住所氏名変更届、(d)庁舎内案内図、(e)アンケートが入っている。

また、机の上には番号札(ストラップ形式で首から下げるもの)が置かれており、裁判員候補者のプライバシーを守るため、選任手続当日は、候補者を、氏名ではなく、番号で呼ぶことになっている。

候補者は、この部屋で裁判員制度の概要等に関するDVDを見て、その後、裁判員に選任された場合に担当してもらうことになる事件の概要の説明を受けた上で、当日用質問票に記載してもらう。

当日用質問票の記載が終わったら、その内容を、別室で裁判官、検察官、弁護人がそれぞれ確認し、その上で、裁判長が、裁判員候補者全員に対して、一斉に質問をする。

その際の質問項目は、

- (A) 当日用質問票の記載に間違いはないか、
- (B) 職務従事予定期間に必ず出頭することができるか、
- (C) 当日用質問票に記載した事情以外の何らかの事情で公平な判断をすることができないことはないか、といった内容である。

この質問に対して挙手をした候補者や、当日用質問票の記載内容から個別に話を聞いた方がいいと裁判所が判断した候補者については、1人ずつこの部屋から別室に移動してもらい、裁判長が個別に話を聞く。

その後、裁判所が、辞退を申し出た候補者について辞退を許可するかどうかを判断し、また、不公平な判断をするおそれがあると考えられる者について不選任決定をする。

さらに、検察官と弁護人は、それぞれ4人ずつ理由を付けずに不選任の請求をできることになっているので、検察官と弁護人から不選任の請求のあった者について不選任決定する。

ここまでの手続で不選任決定されなかった者から、最後にくじで6人の裁判員を選任することになる。

それでは、これから選任手続当日に行われるオリエンテーションの導入部分を再現するので、話し方や説明内容で改善すべき点があれば指摘していただきたい。

(この後、裁判員調整官がオリエンテーションの導入部分を再現(DVD上映を含む))

パソコンによるくじは公開で行うのか。

別室で最高裁に通じているシステムでくじを行っている。

本日見たDVDは、手元のパソコンで操作しているのか。

そのとおりである。

説明の際には、まず、選任手続は午前中で終わる旨、その次に、午前中の流れの概略、それから各項目の詳細という順に説明をした方がわかりやすい。あと、番号札(ストラップ形式で首から下げるもの)をつけてほしい旨の説明を受けたが、その前につける理由を説明した方がよい。また、庁舎内案内図の説明を受けたが、説明を始める前に、案内図を出してもらい、現在地を示してから説明を始めた方がよい。

当日用質問票はいつ回収するのか。

記入後速やかに回収することとなる。

どの段階で記入して、どの段階で提出するのかという説明が欲しかった。

アンケートを提出してもらうことによって、今後の参考にしたいのであれば、ア

ンケートに関するアピールをもっと行った方がよい。今回の説明では、アンケートを提出しない人もいるような気がする。

アンケートを提出する際、誰が回収するのか。回収方法に関する説明も必要である。

アンケートを係員が個別に回収すると、その段階で提出者を特定しているのではないかとの誤解を抱かせる可能性があるため、回収箱を設けて自分で出してもらうこととした。

今回見せてもらったDVDは裁判員制度に関する情報が全て入っており、わかりやすかった。裁判所見学に来る人たちにも見せた方がよい。

上記DVDは広報用としても利用可能なので、今回の指摘を踏まえ、広報活動でも利用していきたい。

個別質問の時間はどの程度か。

1人2分程度という目安である。

その間、他の候補者たちは待っていることになるが、トータルでどの程度の時間がかかるのか。

今回の選任手続は約2時間であった。個別質問にかかる時間は30分程度だと考えている。待ち時間に利用していただくため、雑誌やペットボトルのお茶を用意した。

早く帰りたい人もいるだろうから、予想では何時ごろ終了予定であると伝えたらよい。ところで、携帯電話はこの部屋で利用できるのか。

廊下に出て利用していただくこととなる。

選任手続で聞いたことは外で話してもよいのか。

候補者に守秘義務は課せられていない。

パソコンによる抽選状況は公開した方がよいのではないのか。

今後、検討したい。

(この後、10階大会議室に移動)

事前質問票に印を押す必要はあるのか。

刑事訴訟規則により、私人が作成する書類には印をいただく必要がある。

裁判員を6人選任する際に、男女比は考慮してもらえるのか。罪名によっては重要な要素である気がする。

無作為抽出なので、男女比は考慮されない。

テレビで裁判員経験者が記者会見に応じていたが、守秘義務に違反しないのか。

感想であれば述べていただいてもよい。

検察官と弁護人が理由を示さないでそれぞれ4人まで不選任にすることができるとの説明を受けたが、候補者にそのことは告げられるのか。

告げられない。

検察官、弁護人はいつ裁判員候補者待合室に入ってくるのか。

全員質問の段階から裁判員候補者待合室に入らせていただくこととなる。

それでは、昨年12月から始まった被害者参加制度について、担当者から説明する。

犯罪被害者等基本法3条には「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と定められているので、被害者等は、刑事事件の裁判手続においても、その尊厳にふさわしい処遇が保障されなければならない。

また、被害者等は、事件の当事者として、自分が被害を受けた事件の裁判の推移や結果に重大な関心を持つことは当然のことであり、これを見守りたい、あるいは、適切に関与したいという心情は、十分に尊重されるべきものである。

さらに、被害者等が刑事裁判に適切に関与することは、その名誉の回復や被害からの立ち直りにも資すると考えられる。

そこで、一定の犯罪について、被害者や遺族等が、裁判所の許可を得て、被害者参加人として刑事裁判に参加し、検察官との間で密接なコミュニケーションを保ちながら、(a)公判期日に出席して、一定の要件の下で、(b)証人尋問、(c)被告人質問、(d)事実や法律の適用について意見の陳述をすることができるという被害者参加の制度が設けられた。

一定の犯罪というのは、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、強制わいせつ及び強姦の罪、業務上過失致死傷等及び自動車運転過失致死傷の罪、逮捕及び監禁の罪並びに略取誘拐及び人身売買の罪などである。

被害者参加の申出は、あらかじめ、検察官に対して行い、検察官は、意見を付して、裁判所に通知することとされている。

参加の申出は、被害者の法定代理人や委託を受けた弁護士（被害者参加弁護士）からもすることができる。

参加の申出があると、裁判所は、被告人又は弁護人の意見を聴いて、犯罪の性質や被告人との関係などを考慮して、相当と認めるときは、決定で参加を許可することになる。

参加が許可されると、被害者参加人やその弁護士は、公判期日に出席できることになる。

そして、被害者参加人等は、検察官に対し、その事件について、検察官の権限の行使に関して意見を述べ、説明を受けることができるとされている。

裁判所は、証人を尋問する場合に、被害者参加人等から尋問の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴いて、審理の状況、尋問事項の内容などを考慮して、相当と認めるときは、犯罪事実そのものに関係しないいわゆる一般情状に関する事項について、証人の証言を弾劾するために必要な事項の尋問を許可することになる。

また、裁判所は、被害者参加人等から被告人に対する質問の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴いて、意見の陳述をするために必要があると認められる場合に、審理の状況、質問事項の内容などを考慮して、相当と認めるときは、被告人への質問を許可することになる。

そして、裁判所は、被害者参加人等から、事実又は法律の適用について意見を陳述することの申出がある場合で、相当と認めるときは、公判期日において、検察官

の論告・求刑の後に、意見陳述を許すものとされている。

次に、被害者参加制度の運用状況を紹介するが、この制度が昨年12月1日から施行されてから、一審で終局した被告人の数に即して見ると、今年5月までの半年間で、参加を申し出た被害者等の数は、全国で131人となっている。

罪名別では、自動車運転過失致死の事件での申出が最も多く、4割を超えていて(40.6%)、次に傷害の事件が続いている。

そして、参加を許可された129人の被害者等の中で、74人、6割近くが弁護士を委託している。150万円以上の資力がない場合には、国選の弁護士に委託することもできる。

また、参加を許可された被害者等のうち、実際に証人に尋問をした人が27人、被告人に質問した人が80人、検察官の論告求刑の後に意見を陳述した人が61人となっている。

なお、事実又は法律の適用についてではなく、被害に関する心情などの意見の陳述をした人が、参加を許可された方のうち75人いる。

被害者等が公判期日に出席するに当たり、著しく不安や緊張を覚えるおそれがあると認められるときは、その負担を軽減するための措置として、付き添いの措置が採られるが、その措置が採られたケースが5人についてあった。

また、被告人の面前では精神的に圧迫を受けて精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められるときは、それを軽減するための措置として、遮へいの措置が採られるが、その措置が採られたケースが9人についてあった。

千葉地裁管内においては、今年5月までに一審で終局して、参加申出があった事件の被告人数は3人で、5人から参加の申出があった。事件の内容は、いずれも自動車運転過失致死であり、全員が参加を許可され、うち1人が被害者参加弁護士(私選)を委託している。そして、証人尋問をした被害者等が1人、被告人質問をした被害者等が5人となっていて、検察官の論告求刑の後に事実又は法律の適用について意見陳述をした方はいなかった。

参加を申し出た人はだいたい許可されるのか。

被害者参加制度の趣旨から考えると、暴力団抗争事件等による例外を除いては、通常許可されると思われる。

被害者側の求刑というのは、どのように扱われるのか。

重く受け止めることになるが、それがどの程度反映されるかは、個々の事案による。

被害者参加制度は、裁判員制度とリンクしているものなのか。

リンクしているわけではない。

そうすると、被害者側は、単に真情を吐露して終わりということか。

以前は被害者に特別な権利は認められず、そもそも傍聴席より中には入れなかった。それが、意見陳述の機会が与えられるようになり、今回は質問や弁論としての意見陳述まで行えるようになったという段階的なものである。

検察官が論告の中で求刑をするほかに、被害者が弁論として意見陳述するのは、検察官と被害者の関係が、弁護人と被告人の関係と多少異なることによるのではな

いか。弁護人は被告人のために活動することになるが、検察官は公の代表者であり、被害者の活動と必ずしも一致するものではない。

以 上